

# 電気の規制料金の審査を踏まえた 今後の対応について

2023年7月18日（火）

第46回 料金制度専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日の御議論

- 2022年11月及び2023年1月に大手電力会社7社が行った電気の規制料金の変更認可申請について、料金制度専門会合で、中立的・客観的かつ専門的な観点から、厳格かつ丁寧に審査いただいた。
- その後、本申請の認可に向けたプロセスにおいて消費者庁との協議が行われ、その結果、不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップを行うこととされた。
- これを踏まえて、本日は、不適切事案の影響検証の現状を御報告するとともに、調達改善に向けたフォローアップの方向性について御議論をいただきたい。
- なお、料金審査要領などの審査ルールのうち、今般の料金審査を踏まえ、見直しが必要な点などについては、今後、御議論をいただく予定である。

# 1. これまでの振り返り

## 2. 不適切事案の影響検証

2 - 1. 電気料金の高止まりに関する検証

2 - 2. 調達に関するミクロの視点の検証

## 3. 調達改善に向けたフォローアップの方向性

# 電気の規制料金の変更認可申請

- ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰などを背景として、電気の規制料金（特定小売供給約款料金）を改定するため、2022年11月及び2023年1月に、大手電力会社（みなし小売電気事業者）7社が、特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- 本申請については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合で、計16回にわたり、中立的・客観的かつ専門的な観点から、厳格かつ丁寧に審査いただいた。

## 本申請に係る主な経緯

2022年11月末	● 大手電力会社5社（東北・北陸・中国・四国・沖縄）が変更認可申請
2022年12月～	● 料金制度専門会合における審査（計16回） ● 公聴会・パブリックコメント（国民の声）・関係省庁等の意見を踏まえて検討
2023年1月末	● 大手電力会社2社（北海道・東京）が変更認可申請
2023年3月中旬	● 大手電力会社7社に対し、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう指示
2023年3月末	● 大手電力会社7社が、原価等の再算定を行い、補正を提出
2023年4月27日	● 本申請に係る査定方針案の取りまとめ ● 経済産業省から消費者庁への協議開始
2023年5月15日	● 消費者庁と経済産業省との協議終了
2023年5月16日	● 「物価問題に関する関係閣僚会議」で査定方針を了承
2023年5月19日	● 料金改定の認可
2023年6月1日	● 料金改定の実施

# 各事業者の申請概要及び査定結果

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

- 今回の料金改定申請について、当初申請の概要及び査定結果は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

	北海道電力			東北電力			東京電力EP			北陸電力			中国電力			四国電力			沖縄電力		
	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 12-14	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果
燃料費	2,098	3,582	3,209	4,938	11,299	10,936	24,538	-	-	1,023	3,992	3,658	2,910	5,468	5,326	1,280	2,447	2,248	394	971	932
購入電力料	912	1,940	1,990	3,540	9,016	6,492	7,898	67,097	55,483	413	2,038	2,007	1,710	4,868	4,590	641	2,321	2,136	139	507	476
販売電力料	▲34	▲934	▲1,190	▲2,065	▲7,107	▲6,186	▲1,551	▲15,310	▲11,055	▲618	▲2,192	▲1,991	▲263	▲2,248	▲2,136	▲180	▲1,744	▲1,435	-	▲135	▲142
人件費	208	229	223	472	459	459	1,241	261	252	227	241	235	457	291	285	225	196	191	87	66	63
修繕費	540	434	352	722	868	797	1,686	1	1	337	415	408	438	488	455	310	317	279	85	80	74
減価償却費	537	355	347	1,002	971	947	2,779	98	88	642	329	320	525	701	681	284	329	319	92	87	85
その他※1	538	736	665	1,038	1,138	1,083	3,126	1,040	886	310	514	470	661	783	735	526	631	586	104	72	68
公租公課	195	208	181	363	481	432	1,014	141	94	193	200	179	255	308	275	137	167	155	23	31	26
原子力バック エンド費用	56	46	49	24	155	158	362	-	-	46	57	59	102	114	118	88	152	144	-	-	-
事業報酬	278	323	310	536	660	729	1,726	299	247	290	255	267	268	527	574	191	209	225	52	62	62
控除収益	▲52	▲127	▲127	▲91	▲161	▲166	▲341	▲62	▲62	▲31	▲113	▲113	▲92	▲282	▲283	▲64	▲188	▲194	▲11	▲8	▲8
総原価※2	5,277	6,792	6,008	10,480	17,779	15,680	42,478	53,563	45,934	2,833	5,737	5,497	6,971	11,018	10,620	3,437	4,836	4,654	967	1,732	1,635
規制料金 原価※3	1,341	1,763	1,611	2,705	3,570	3,297	10,093	13,037	11,638	423	607	591	1,100	1,425	1,388	629	798	774	606	859	828
規制料金原価 の改定率※4	-	31.4%	20.1%	-	32.0%	21.9%	-	29.2%	15.3%	-	43.4%	39.7%	-	29.5%	26.1%	-	26.8%	23.0%	-	41.7%	36.6%

※1 固定資産除却費及びその他経費を含む。

※2 送配電関連費を除く。

※3 送配電関連費を含む（「現行」及び「当初申請」にもレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味）。沖縄は規制料金全体（低圧・高圧）の数値。

※4 「現行」との比較値。

# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金（8月請求分）は、全事業者で、ウクライナ侵略前（昨年2月）を下回ることとなる。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (8月請求分)	▲1,332円	▲1,728円	▲1,684円	1,772円※3	▲1,352円	896円※3	▲1,760円	▲1,232円	736円※3	▲2,428円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※4
改定後※2 (8月請求分)	13,933円 35円/kWh (▲11%)	11,309円 28円/kWh (▲16%)	11,218円 28円/kWh (▲22%)	10,446円 26円/kWh (▲27%)	10,907円 27円/kWh (▲2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,434円 29円/kWh (▲12%)	11,271円 28円/kWh (▲13%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,149円 30円/kWh (▲14%)
【参考】 ウクライナ侵略前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

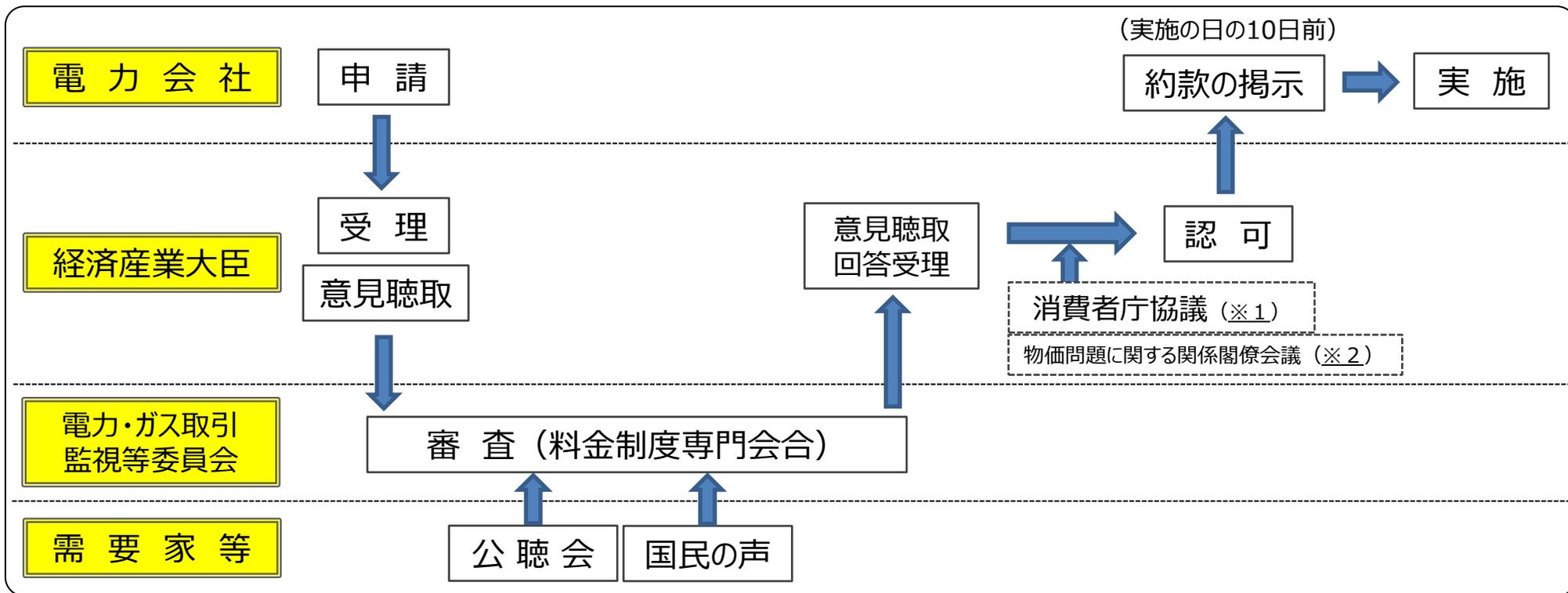
※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：中部の8月請求分の燃調は、上限値（7月請求分）から372円低下。関西、九州の燃調は引き続き上限値。

※4：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

# 電気の規制料金の認可手続

- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第1項に基づき、大手電力会社から規制料金の改定申請が行われた場合、以下のフローに基づいて、認可に向けた手続が行われることとなる。



(※1) 物価担当官会議申し合わせ（平成23年3月14日）に基づく。

(※2) 物価問題に関する関係閣僚会議（平成5年8月24日閣議口頭了解）について

- 構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官。
- 会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とし、内閣官房長官が主宰。会議の庶務は、消費者庁において処理。

## 消費者庁協議における消費者庁からの回答（抜粋）①

- （前略）ヒアリングの過程では、（中略）以下の状況が確認された。
  - 当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」としていた姿勢が変化し、公開の3回の協議において不正事案の影響が検証されたこと
  - 電力会社全体の問題として高コスト体質であること、極めて高い特命発注率に示されるように、体質において構造的な問題を抱えていること
  - 自由化によってもその高コスト体質が変わらなかったため、競争環境での価格競争を避けるためにカルテルがなされたと推察されること
  - カルテル及び不正閲覧の影響は規制料金にも影響があったとの前提で査定を行う必要があること

## 消費者庁協議における消費者庁からの回答（抜粋）②

- （前略）今回の対応において不十分であると考えられる点に係る改善のポイントを以下のとおり示す。このポイントを踏まえ、自由化によっても変わらなかった仕組みの在り方の変革、課題の解決に向けた体制の改革が進められることを前提に協議案を了承する。
- 適正な原価水準の定量的な評価等が可能となるよう、審査体制の強化を図ること。
- 今回の協議プロセスにおいて、不正事案の影響の検証も含め、各電力会社のコスト効率化の取組をフォローアップする枠組みを新たに設けることが提案されたところ、これまでに指摘した、ミクロの実態を踏まえた検証の必要性や調達に係る有識者の知見の活用の必要性などを十分に踏まえたものとする。また、消費者の意見が適切に反映されるようにする観点からも消費者庁の参画の上で検討を行うこと。その際、透明性が確保されるよう、検討の過程を公開すること。
- 今回の料金審査の過程において見直しの必要性が指摘されている「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」等の検討や、経過措置料金規制の解除に係る検討には、その検討段階から消費者庁が参画すること。

1. これまでの振り返り

## 2. 不適切事案の影響検証

2 - 1. 電気料金の高止まりに関する検証

2 - 2. 調達に関するミクロの視点の検証

3. 調達改善に向けたフォローアップの方向性

# 不適切事案の影響検証

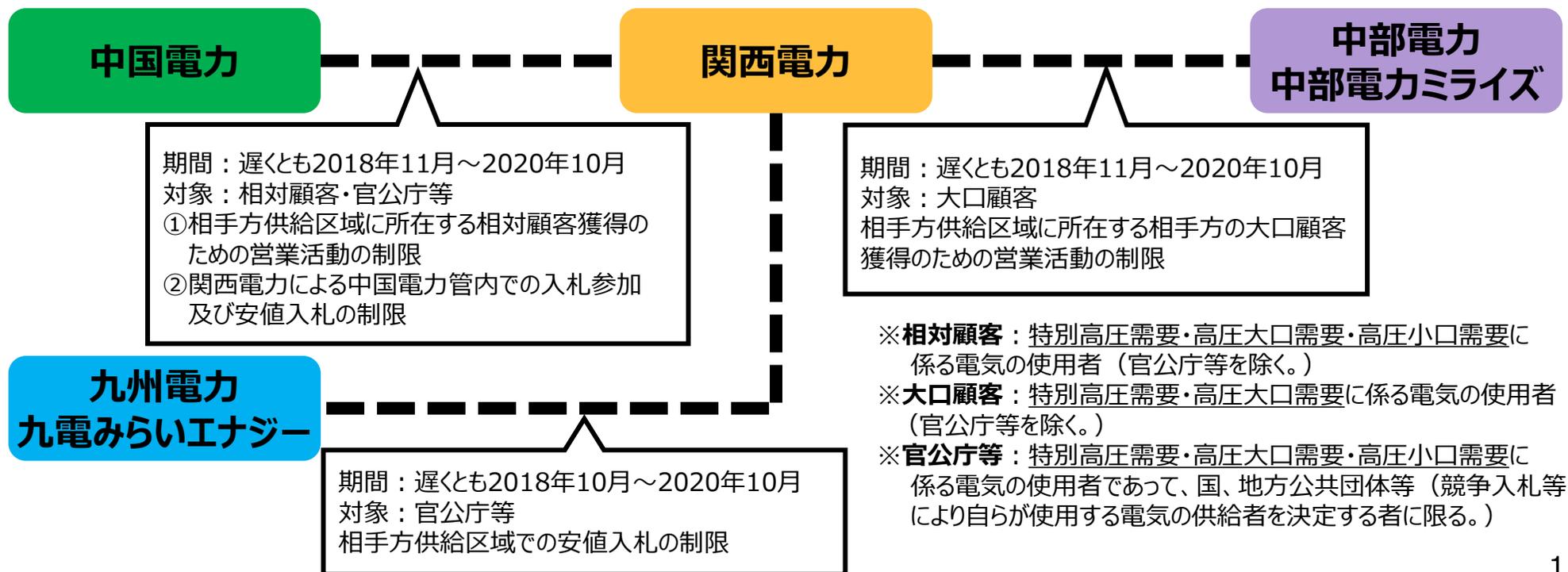
- 今回の影響検証は、電気の規制料金に関する消費者庁協議を踏まえて行うものであり、料金改定を行った大手電力会社を対象とする。
- その上で、不正閲覧事案について、営業活動に利用していたのは関西電力であるが、関西電力は料金改定を行っていないことから、今回の影響検証の対象外とする。
- 一方で、カルテル事案に関係する大手電力会社のうち、今般、料金改定を行ったのは中国電力であるため、中国電力について影響検証を行うこととする。
- 具体的には、以下のアプローチに基づいて、検証を行う。
  - ① カルテル事案を通じて、どの程度、電気料金が高止まっていた可能性があるのか、定量的に検証する。
  - ② ①の検証結果を踏まえ、調達コストの高止まりがあったのか、ミクロの視点も考慮して、検証する。
- 今回は、①の検証結果について御報告するとともに、②の検証の方向性もお示しする。

1. これまでの振り返り
2. 不適切事案の影響検証
  - 2 – 1. 電気料金の高止まりに関する検証**
  - 2 – 2. 調達に関するミクロの視点の検証
3. 調達改善に向けたフォローアップの方向性

# カルテル事案の概要

- 公正取引委員会は、中部電力・中部電力ミライズ、中国電力、九州電力・九電みらいエナジーが、それぞれ、**2018年10月又は11月～2020年10月**の間、**関西電力との間で互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する合意**（カルテル）を行っていたと認定した（下図参照）。
- これを踏まえ、当委員会で**3月30日に報告徴収を実施**したところ、各社間で長期にわたり頻繁に意見交換等が行われたこと、これには小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りが少なくとも一定回数以上含まれていたことなどが判明（※）したことから、**業務改善命令**を行うよう、**6月19日に当委員会から経済産業大臣に対して勧告**した。その後、**7月14日に経済産業大臣から各社に対して業務改善命令を発出**した。（※なお、カルテルがあったと認定するものではないことに留意。）

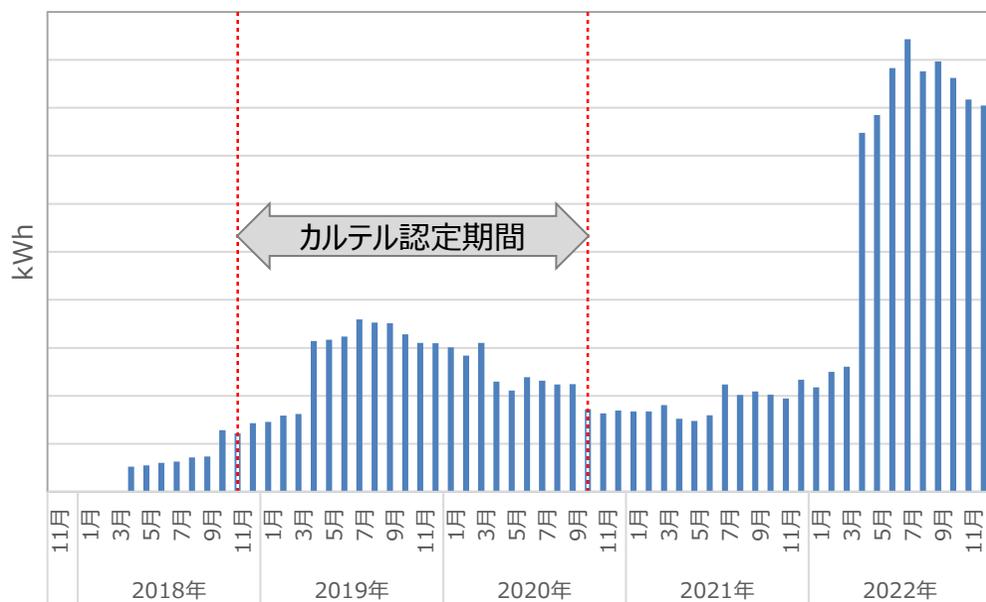
図：カルテル事案の概要（※公正取引委員会が認定した事実関係を基に整理）



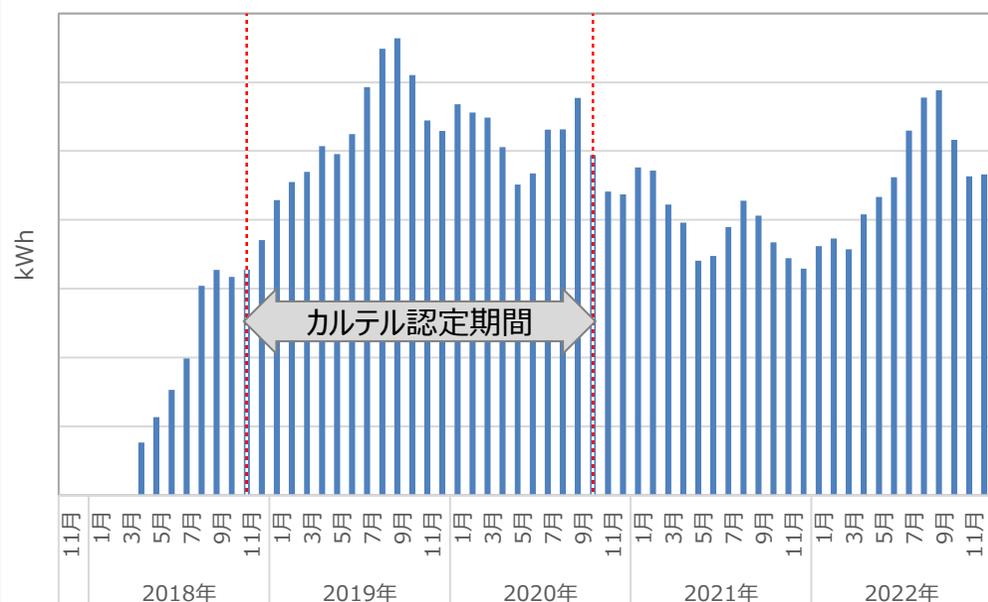
# 【検証①】中国エリアにおける関西電力の進出状況（1/2）

- 特別高圧・高圧に係る中国エリアにおける関西電力の販売電力量・契約口数の推移と、公正取引委員会がカルテルを認定した「2018年11月～2020年10月」との関係は、以下のとおり。
- 2019年8月頃を境に、関西電力が中国エリアから撤退を進めた可能性が考えられる。

中国エリアにおける関西電力の販売電力量（特別高圧）



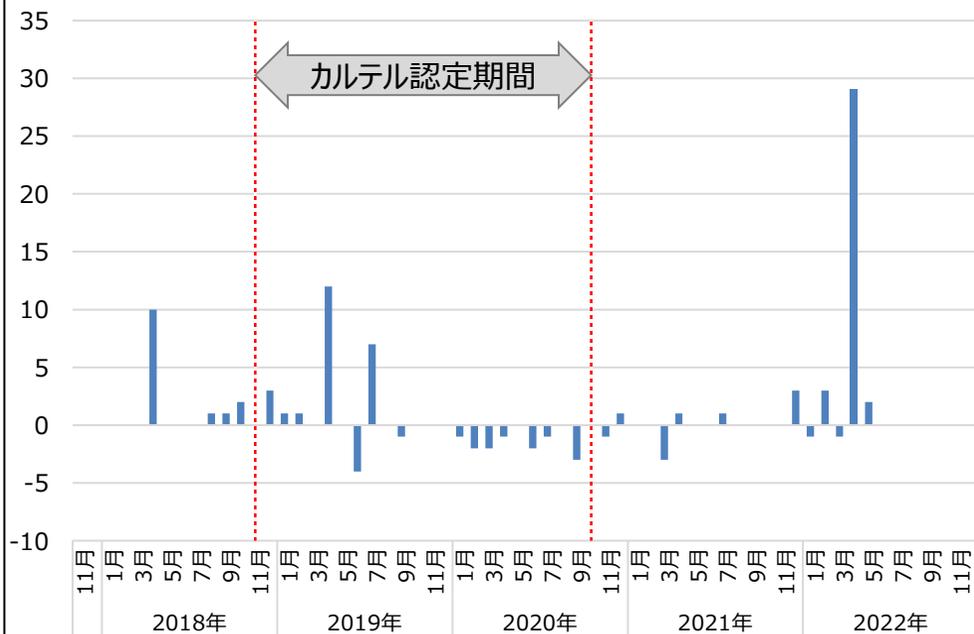
中国エリアにおける関西電力の販売電力量（高圧）



【出典】電力取引報

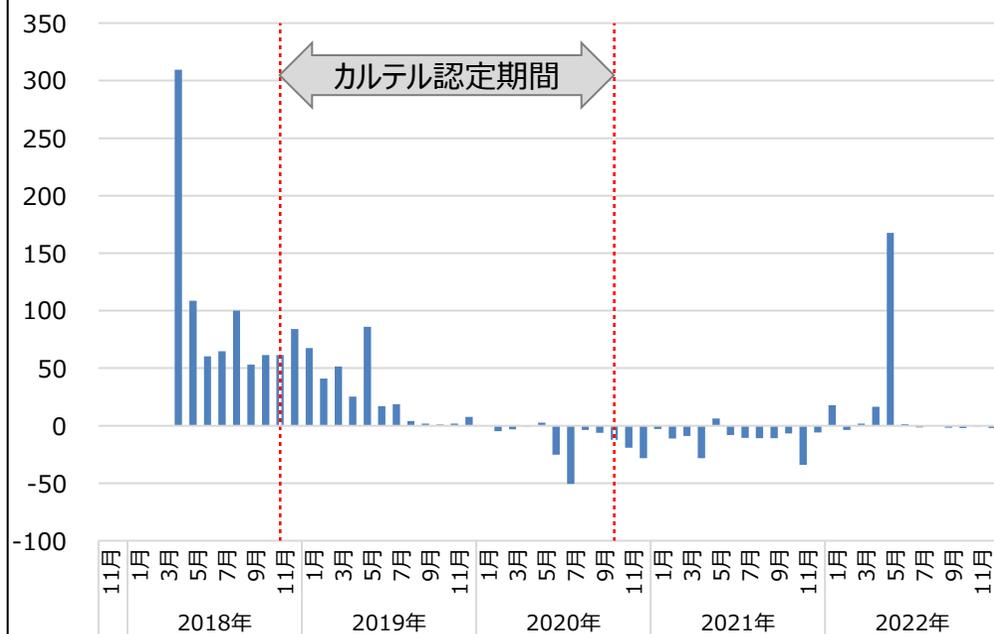
# 【検証①】中国エリアにおける関西電力の進出状況（2/2）

中国エリアにおける関西電力の契約口数 前月差  
(特別高圧)



※ 上記の特別高圧のグラフは、2018年8月時点で、中国エリアにおける関西電力の契約口数の前月差を「1」として正規化したもの。

中国エリアにおける関西電力の契約口数 前月差  
(高圧)



※ 上記の高圧のグラフは、2018年8月時点で、中国エリアにおける関西電力の契約口数の前月差を「100」として正規化したもの。

【出典】電力取引報

## 【検証②】電気料金の高止まりに関する影響試算の考え方

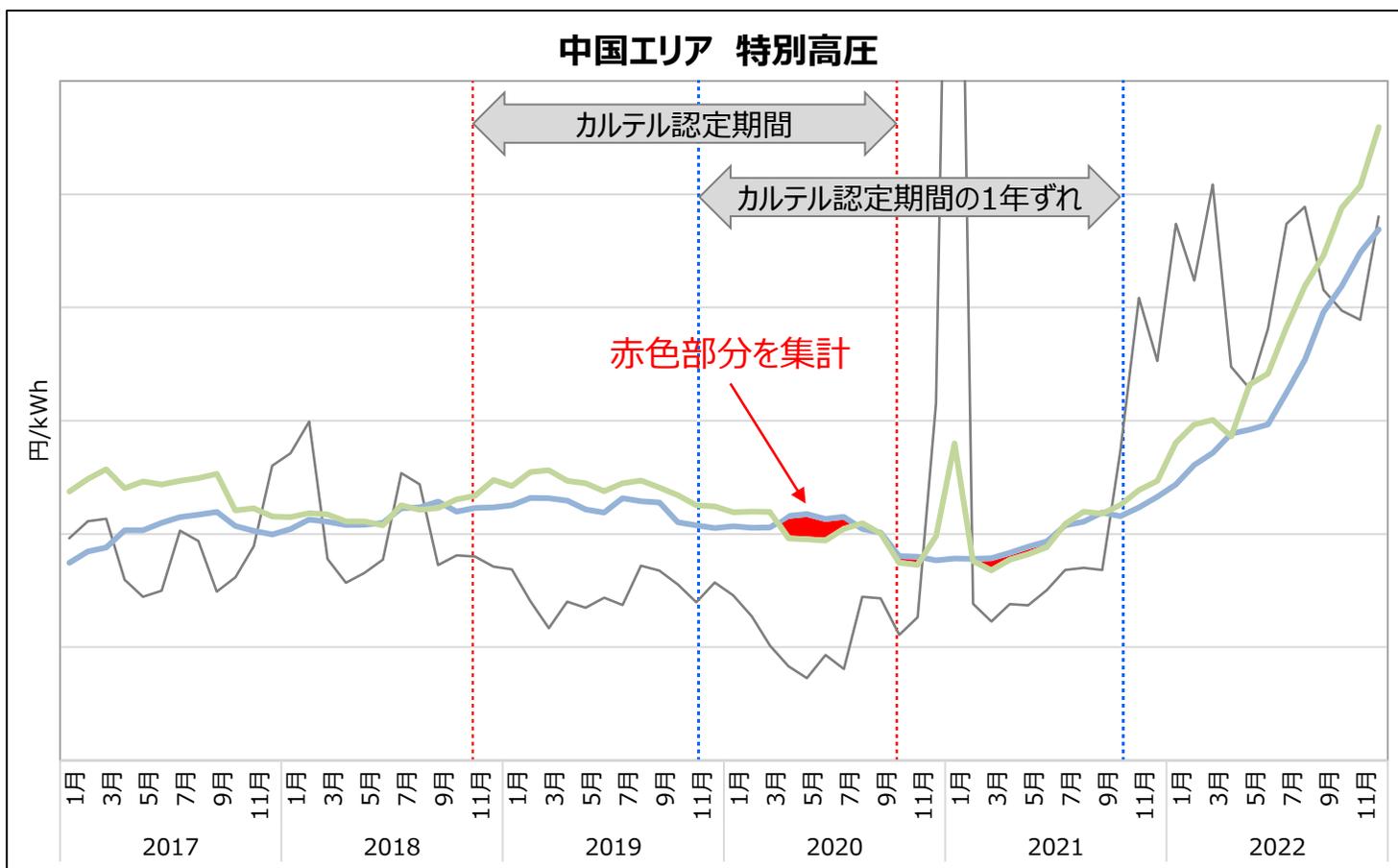
- 検証①の結果を踏まえると、特別高圧・高圧について関西電力が中国エリアから撤退を進めたことで、中国電力の特別高圧・高圧の料金が高止まった可能性が考えられる。
- そのため、中国エリア内の特別高圧・高圧について、電力取引報のデータを基に、中国電力とその他の電力会社の料金水準の推移を比較した。
- 上記の比較において、その他の電力会社の料金水準は、適正な競争の結果であると仮定すると、中国電力の料金水準が、その他の電力会社の水準を超過した場合、その超過分は、電気料金の高止まりによる影響と推定することも一案である。そのため、今回の検証では、当該超過分に係る金額を試算した。
- 上記の試算に当たっては、以下のパターン分けを行い、試算値の変化を分析した。
  - ① 「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の比較
  - ② 「中国電力」と「新電力+旧一電（関西・中国を除く）」の比較
  - ③ ①の比較について、「各月の前6ヶ月間の移動平均」で試算
  - ④ ①の比較について、卸電力市場価格の急騰時（2020年12月～2021年1月）の単価を補正
- なお、次ページ以降に示すグラフについて、縦軸は料金単価（円/kWh）を表しているが、競争上の影響に配慮し、スケールを揃えつつ、具体的な数値については記載していない。

## 【検証②－1】電気料金の高止まりに関する影響試算（1/3）

- まず、中国エリア内の特別高圧・高圧について、「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の料金水準の推移を比較した。
- 公正取引委員会は、「2018年11月～2020年10月」の間について、カルテルを認定したが、「中国電力の平均単価」は、2017年から概ね「新電力の平均単価」を下回っていたところ、特別高圧については2020年4月以降、高圧については同年5月以降、「新電力の平均単価」を上回る状況が発生している。
- そのため、公正取引委員会による「カルテル認定期間（2018年11月～2020年10月）」で、「中国電力の平均単価」が「新電力の平均単価」を超過した場合、当該超過分に中国電力の販売電力量を乗じることで、高止まりに関する影響額を試算した。
- また、カルテルが行われた後に、それを基に需要家との契約が行われ、当該契約が1年間継続した場合は、「カルテル認定期間」と「高止まり期間」が1年間ずれる可能性がある。そのため、今回は、「カルテル認定期間の1年ずれ（2019年11月～2021年10月）」についても、影響額を試算した。

# 【検証② – 1】電気料金の高止まりに関する影響試算（2/3）

- 中国エリア内の特別高圧について、「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の料金水準の推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で46億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で70億円と試算された。



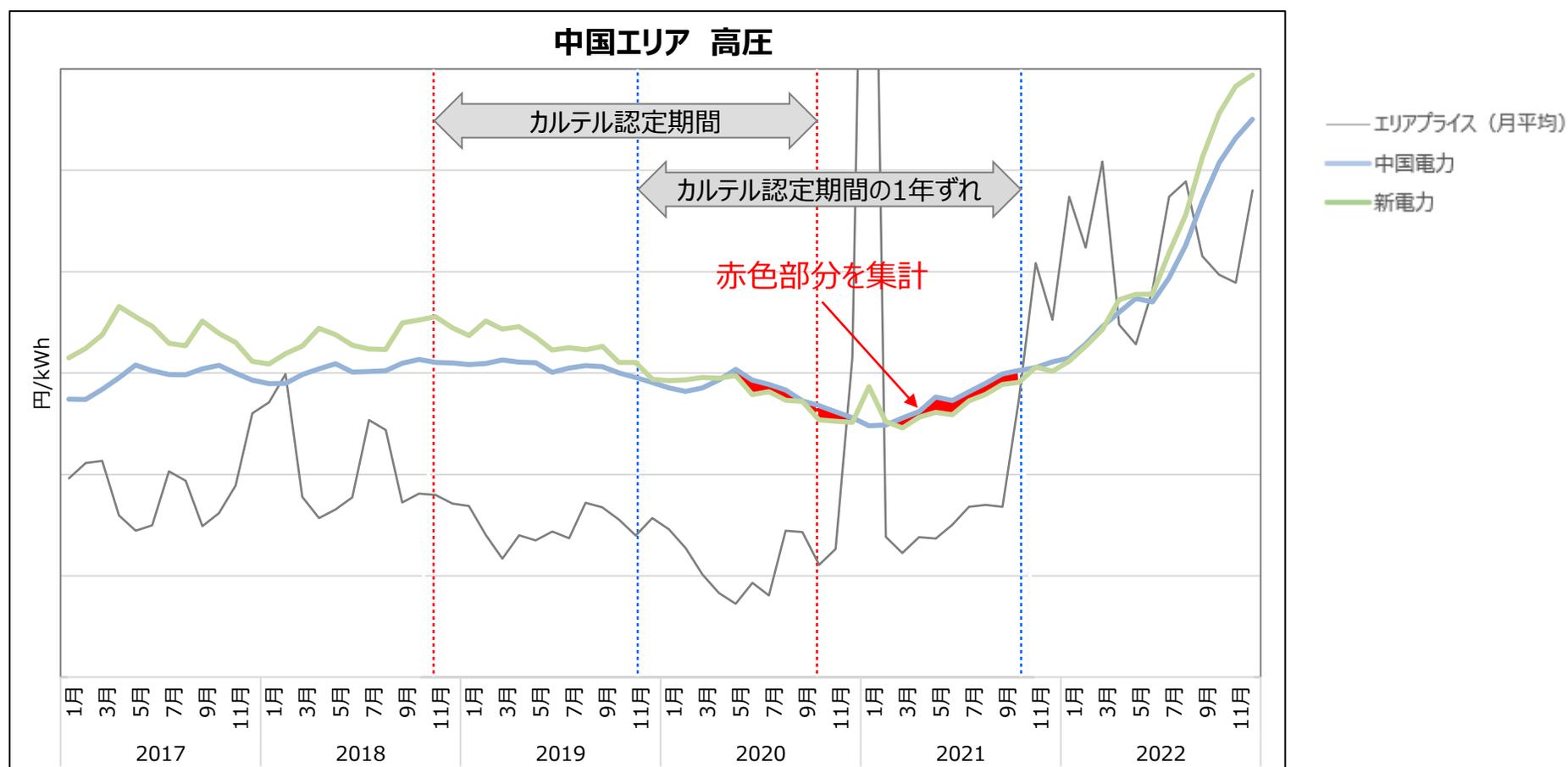
— エリアプライス（月平均）  
 — 中国電力  
 — 新電力

【試算方法のイメージ】（以下同様）  
 電力取引報のデータを基に、以下のとおり試算。  
 （数値は全てイメージ）

- ① 中国エリアの各月の販売単価（=販売額÷販売電力量）  
 中国電力：11円/kWh  
 新電力：10円/kWh
- ② 販売単価の超過分  
 11円/kWh – 10円/kWh = 1円/kWh
- ③ 影響額  
 販売単価の超過分（1円/kWh）  
 × 中国電力の中国エリアの販売電力量（※）  
 = 10億円  
 （※）1,000GWh/月と仮定。

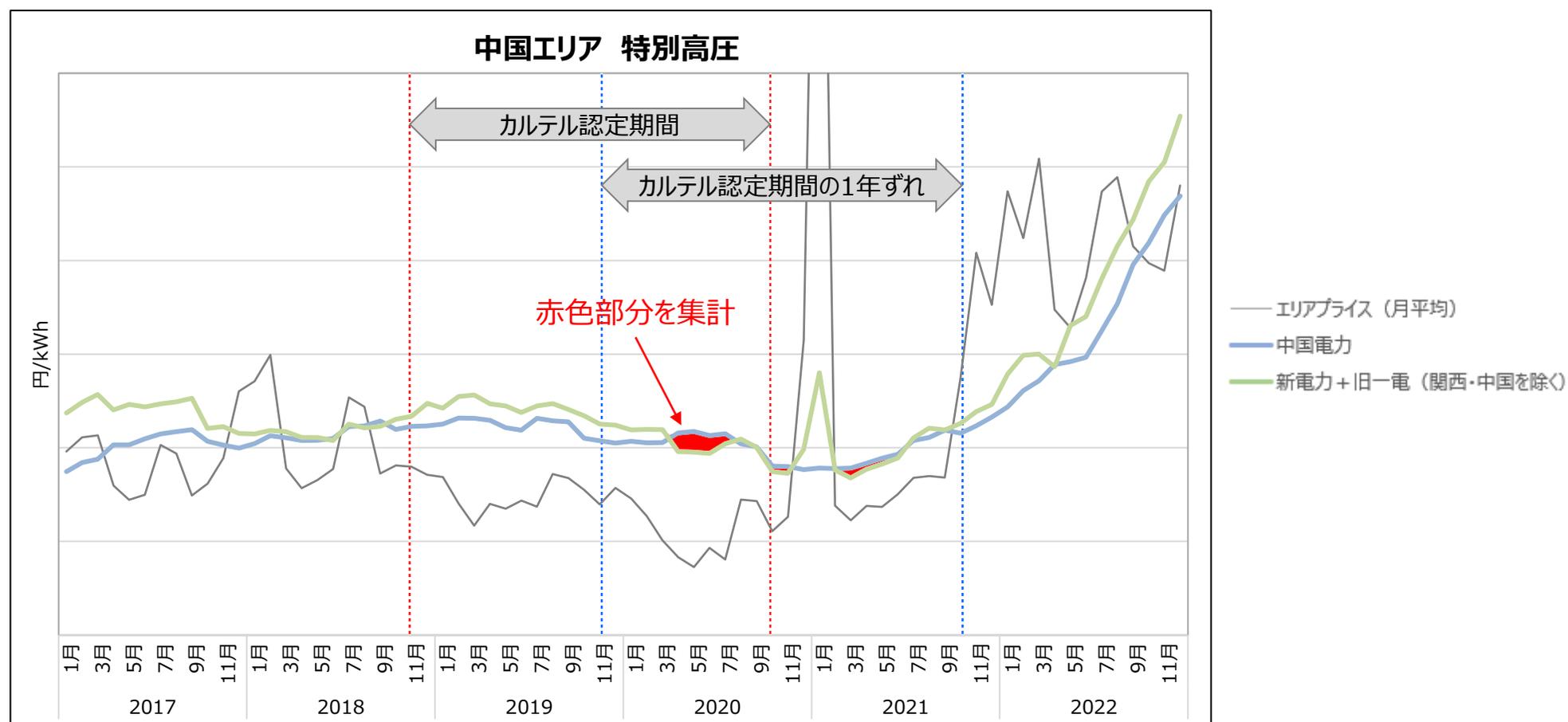
## 【検証②－1】電気料金の高止まりに関する影響試算（3/3）

- 中国エリア内の高圧について、「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の料金水準の推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で28億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で81億円と試算された。



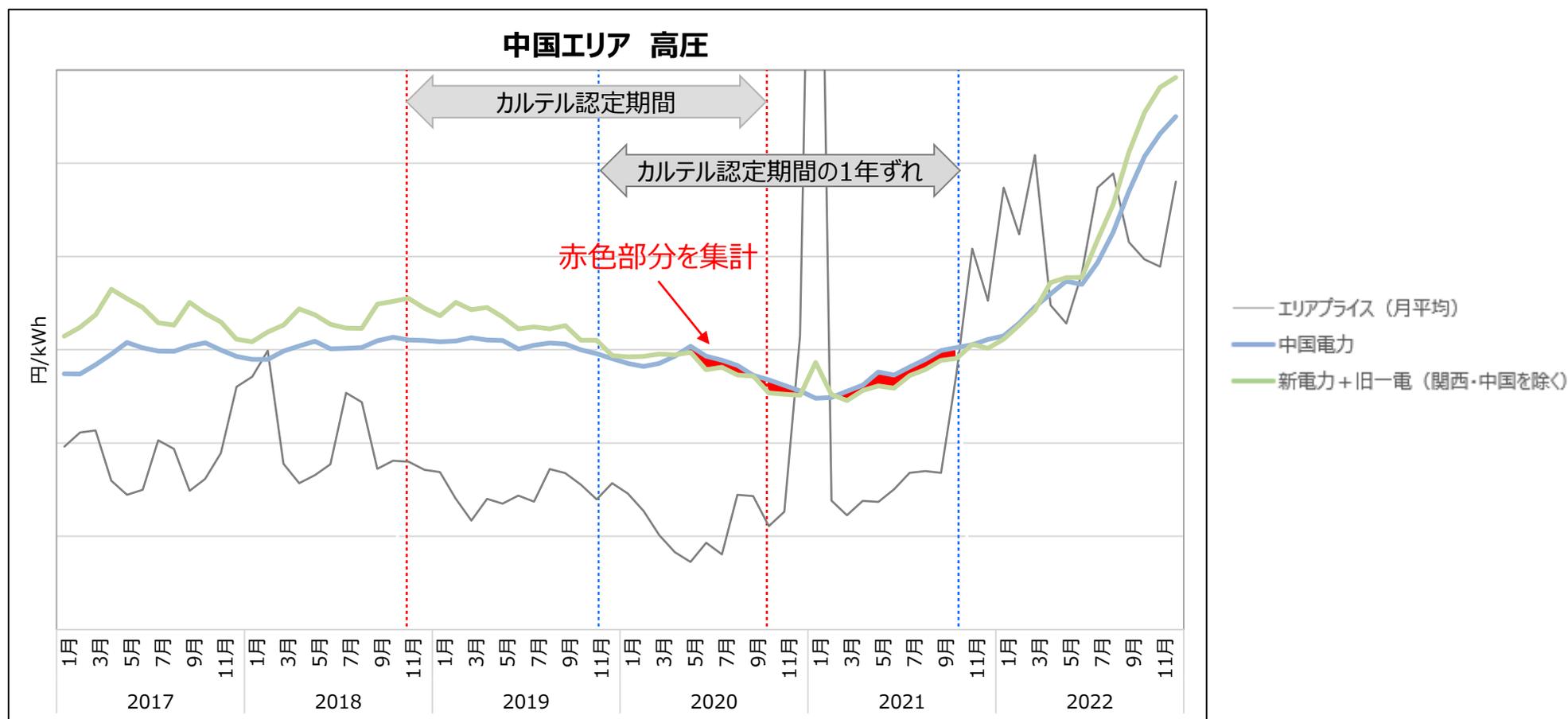
## 【検証②－２】電気料金の高止まりに関する影響試算（1/2）

- 中国エリア内の特別高圧について、「中国電力」と「新電力+旧一電（関西・中国を除く）」の料金水準の推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で46億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で68億円と試算された。



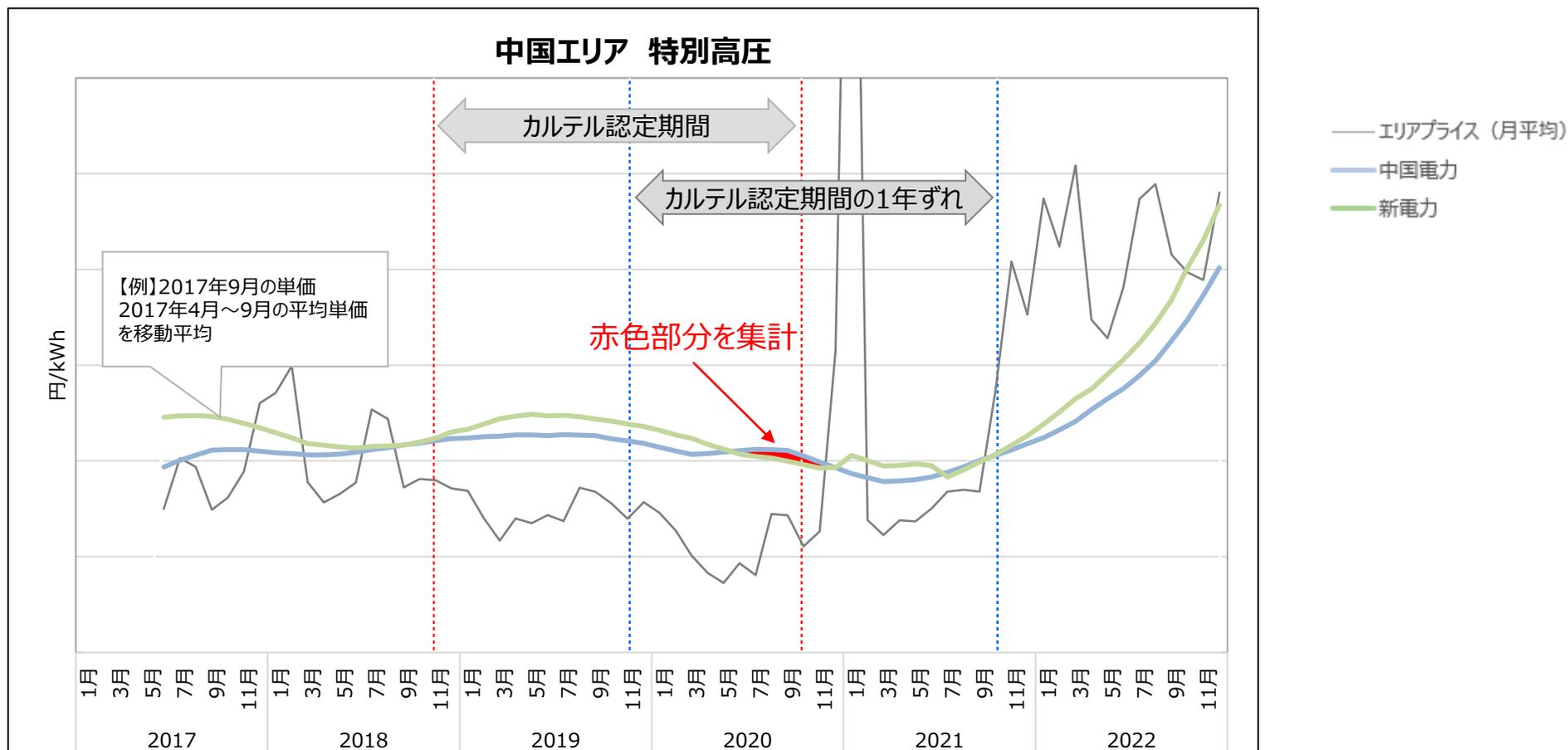
## 【検証②－2】電気料金の高止まりに関する影響試算（2/2）

- 中国エリア内の高圧について、「中国電力」と「新電力+旧一電（関西・中国を除く）」の料金水準の推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で29億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で82億円と試算された。



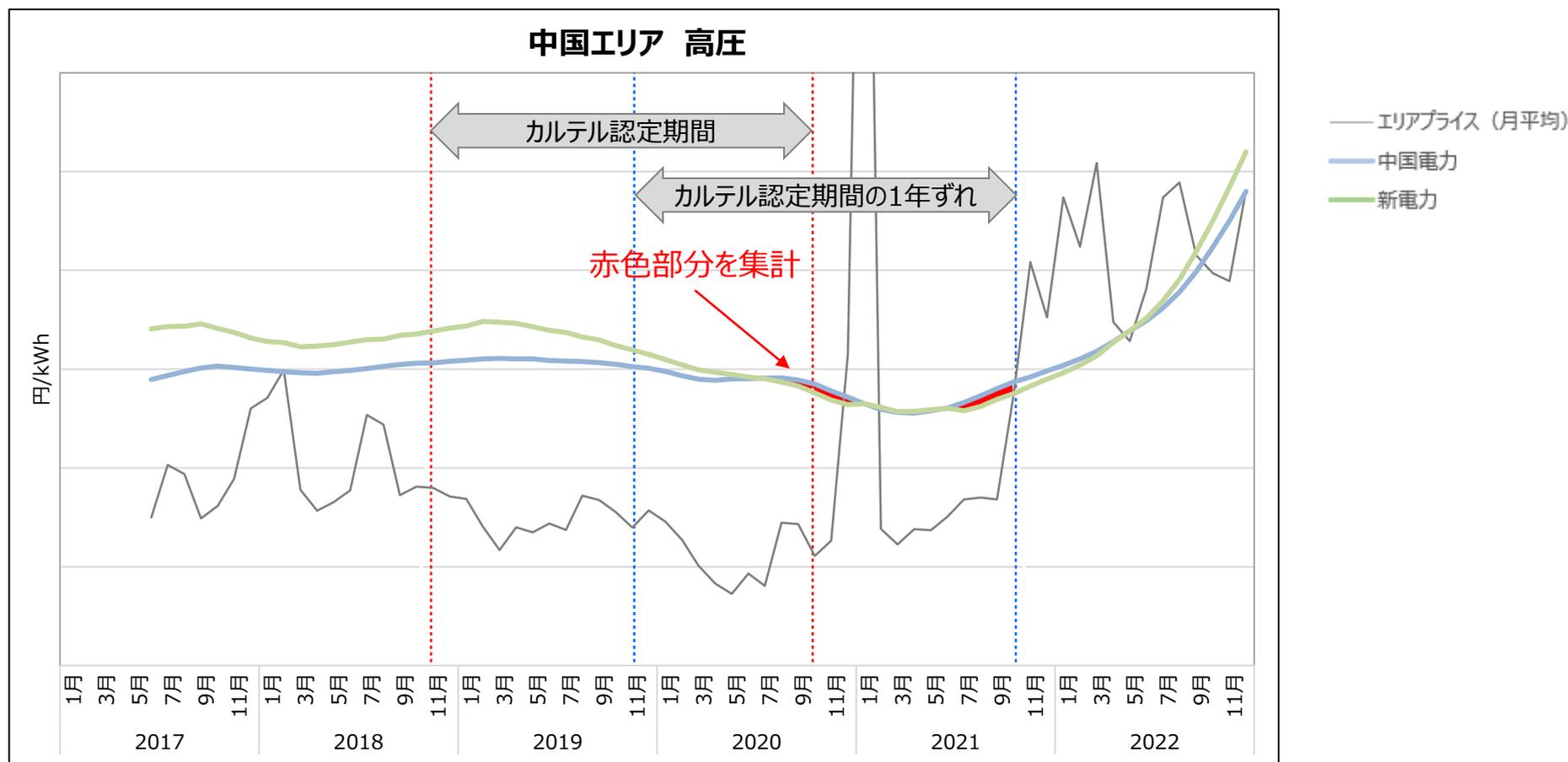
# 【検証②－3】電気料金の高止まりに関する影響試算（1/2）

- 中国エリア内の特別高圧について、「**中国電力**」と「**新電力**（旧一電を除く）」の料金水準の「**各月の前6ヶ月間の移動平均**」を計算し、その推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「**カルテル認定期間**」における影響額は合計で**25億円**、「**カルテル認定期間の1年ずれ**」における影響額は合計で**36億円**と試算された。



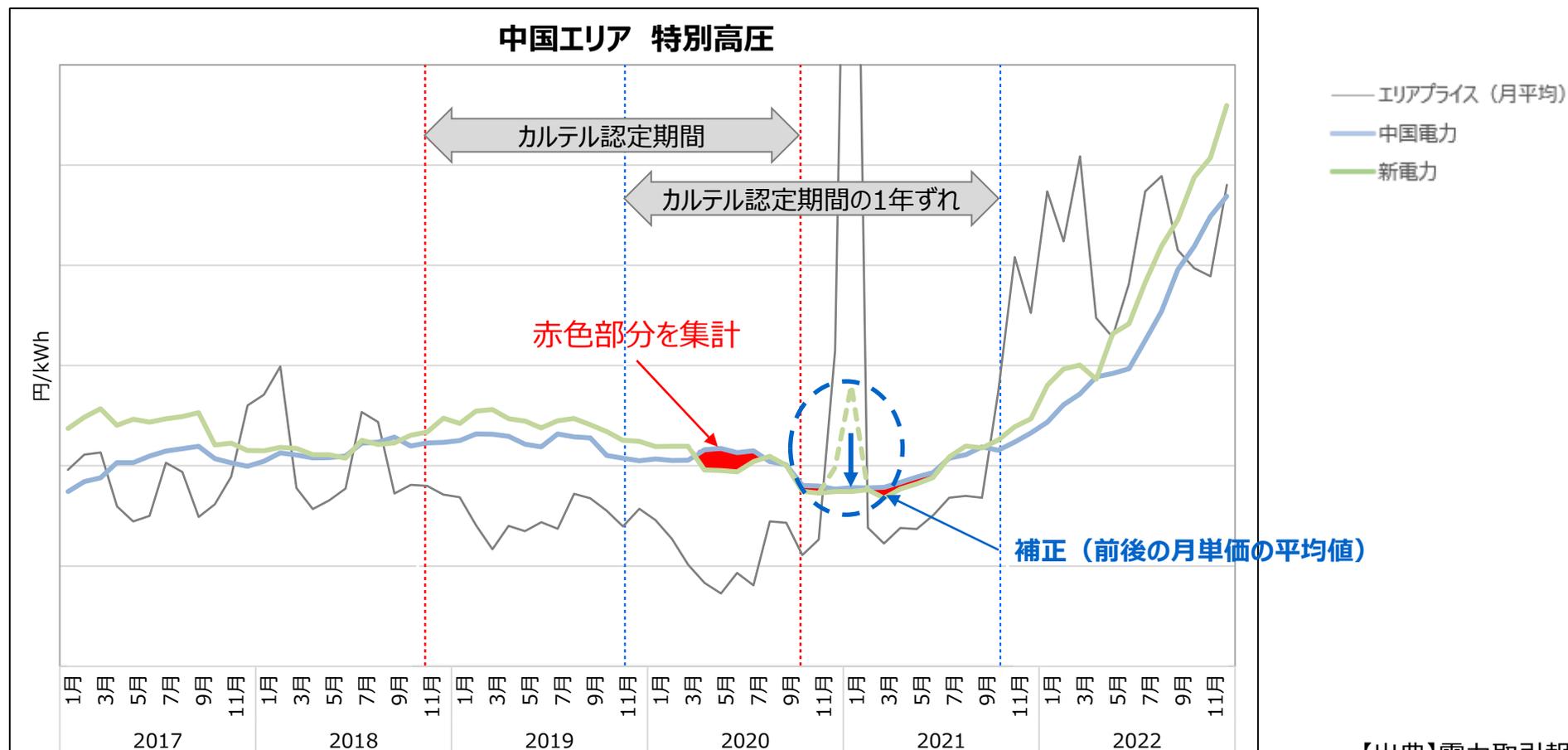
## 【検証②－3】電気料金の高止まりに関する影響試算（2/2）

- 中国エリア内の高圧について、「**中国電力**」と「**新電力**（旧一電を除く）」の料金水準の「**各月の前6ヶ月間の移動平均**」を計算し、その推移を比較した結果は以下のとおり。
- 「**カルテル認定期間**」における影響額は合計で**12億円**、「**カルテル認定期間の1年ずれ**」における影響額は合計で**44億円**と試算された。



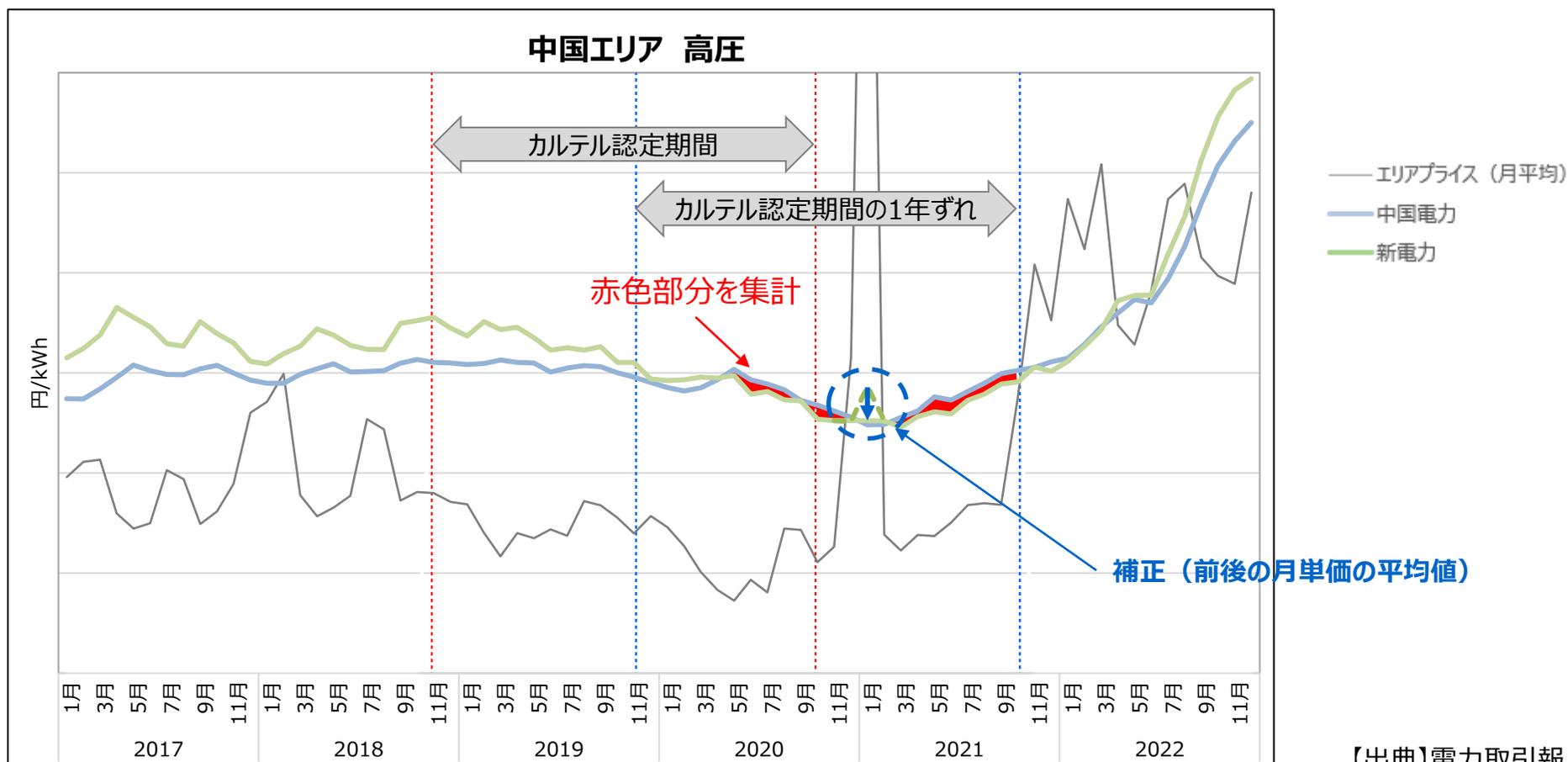
## 【検証②－４】電気料金の高止まりに関する影響試算（1/2）

- 中国エリア内の特別高圧について、「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の料金水準の推移を比較する際、卸電力市場価格の急騰時（2020年12月～2021年1月）における新電力の単価を、その前後の月（2020年11月及び2021年2月）の平均値に置き換えた場合の結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で46億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で74億円と試算された。



## 【検証②-4】電気料金の高止まりに関する影響試算（2/2）

- 中国エリア内の高圧について、「中国電力」と「新電力（旧一電を除く）」の料金水準の推移を比較する際、卸電力市場価格の急騰時（2020年12月～2021年1月）における新電力の単価を、その前後の月（2020年11月及び2021年2月）の平均値に置き換えた場合の結果は以下のとおり。
- 「カルテル認定期間」における影響額は合計で28億円、「カルテル認定期間の1年ずれ」における影響額は合計で80億円と試算された。



1. これまでの振り返り

2. 不適切事案の影響検証

2 - 1. 電気料金の高止まりに関する検証

**2 - 2. 調達に関するミクロの視点の検証**

3. 調達改善に向けたフォローアップの方向性

# 調達に関するミクロの視点の検証の方向性

- 上記の検証を通じ、特別高圧・高圧について関西電力が中国エリアから撤退を進めた結果、中国電力の特別高圧・高圧の電気料金が高止まった可能性が考えられる。
- その上で、電気料金の高止まりにより、調達コストの高止まりが許容された可能性も考えられることから、中国電力の調達コストが高止まったのかについても検証する。
- 調達コストの高止まりの検証については、ミクロの視点を踏まえることとし、具体的には、以下のアプローチが考えられる。

## 【定性的なアプローチ】

- ① 調達に関するガバナンス（例：調達方針の策定プロセス）はどのようになっているか。
- ② 調達ルール（例：資材の発注ルール）はどのようなものが策定されているか。
- ③ 上記①②について、カルテル認定期間やその前後で改正が行われたか。また、改正が行われていた場合、その内容・背景はどのようなものか。

## 【定量的なアプローチ】

- ① 調達に係る単価などがどのように推移しているか。
- 今後、中国電力へのヒアリング等を行い、その結果がまとまり次第、御報告させていただく。

1. これまでの振り返り

2. 不適切事案の影響検証

2-1. 電気料金の高止まりに関する検証

2-2. 調達に関するミクロの視点の検証

**3. 調達改善に向けたフォローアップの方向性**

# 調達改善に向けたフォローアップの実施

- 調達に関し、電力業界全体の競争入札率が限定的であること、まだ効率化の余地があるのではないか、との御指摘があること、さらには、今後自由化部門における電力会社間の競争の進展に伴い、新たなビジネスモデルの導入や技術開発などのイノベーションが起こり、さらにコストが圧縮される可能性もあることなども踏まえ、**料金審査によって効率化を促すのみならず、実際に各事業者においてどのようにコスト効率化を進めていくのか、フォローアップしていくことが重要**である。
- このため、**各事業者で調達の改善に係る方針を策定した上で、必要に応じて国がフォローアップしていく枠組みを新たに設ける**こととする。その際、調達に係る有識者の知見も得る、特定の調達案件について実証的に定量評価を行う、といった工夫も検討する。

## 現状の事後評価

- 原価算定期間（原則3年間）終了後に実施
- 規制部門の利益率、料金審査時の事業報酬額と比較した超過利潤の発生状況、自由化部門の赤字発生状況がチェックポイント

- 3年を待たず検証を行うことが必要
- 費用総額での検証だけでなく、更に詳細な検証を行うことが必要



## 新たに追加するフォローアップ

- 原価算定期間中であるか否かにかかわらず、料金改定後から実施
- 料金審査において議論となった点（例：工種ごとの発注の妥当性）の確認
- 仮に問題がある場合は、改善策を求めるなどの対応を実施

# 調達改善に向けたフォローアップの方向性（案）

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>今後3年間（2023～2025年度）を「<b>集中改善期間</b>」とし、調達の効率化に向けた取組を実施</li></ul>
手法	<ul style="list-style-type: none"><li>今般、電気の規制料金の改定を行った大手電力7社について、事業者ごとに<b>効率化に向けたロードマップ</b>（※どのような案件を実証対象とし、どのように効果測定を行い、その検証結果をいつ・どのように横展開するのか、などをまとめたもの）を作成</li><li>上記のロードマップを踏まえて、特定の工事（例：設備工事、定期検査）などについて、<b>効率化の定量的な実証</b>を実施</li><li><b>当該実証で得られた知見</b>は、ロードマップに沿って、<b>当該事業者の他案件に横展開</b></li><li>これらの取組は、<b>調達に係る有識者</b>の知見も得ながら実施することを検討</li></ul>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"><li>「ロードマップが策定され、個別プロジェクトが選定されたこと」など、<b>公開しても差し支えない内容は、料金制度専門会合で御報告</b></li><li>さらに、競争発注の状況など、<b>調達に関する基礎情報</b>を公表することも検討</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>地域独占の送配電事業と異なり、競争状態にある小売事業・発電事業で、<b>各事業者の優良事例などを事業者間で横展開することは、競争の歪曲に繋がる可能性</b></li><li>そのため、優良事例を含めて、各事業者の具体的な取組は非公開としつつ、<b>当該事業者の中で、他案件に横展開することを想定</b></li></ul>

# 今後のスケジュール（案）

